

諮問番号：平成28年度諮問第11号  
答申番号：平成28年度答申第9号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

〇〇市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して平成28年8月24日付けで行った特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）に基づく特別障害者手当資格喪失処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### （1）審査請求人

ア 審査請求書に記載されている審査請求の理由の要旨は、次のとおりである。なお、反論書の提出はなかった。

(ア) 審査請求人は、平成28年1月4日に特別養護老人ホーム〇〇〇へ入所したことを理由として、特別障害者手当の受給資格を同日に喪失したとの処分を受けた。

(イ) 審査請求人は、平成14年1月に身体障害者1級、平成15年3月に精神障害者1級の各手帳の交付を受けた。

しかし、当時特別障害者手当の受給資格があるとの教示を受けなかったため長らく申請をすることなく時間が経過し、平成18年になって受給資格のあることを知り、その後申請により平成28年に至るまで特別障害者手当を受給してきた。

(ウ) ところで、今般については、施設に入所すると特別障害者手当の受給資格がなくなることを知らず、施設に入所した結果受給資格を喪失したものである。今回についても施設に入所すると受給資格がなくなる旨の教示を受けたことがないものである。

(エ) 上記のような申請人において適切な権利行使が可能なような教示を欠いたまま不利益な処分を課すことは憲法31条適正手続条項に違反する違法なものである。

イ 大阪府行政不服審査会に提出された主張書面及び同審査会が実施した口頭意見陳述における主張の要旨は次のとおりである。

(ア) 特別障害者手当の資格喪失の件については、了承する。

(イ) 処分庁から今年度の受給金額を返納するよう求められていることについて不服がある。処分庁の見解が示されなければ同意できない。

(ウ) 平成17年10月に友人からの指摘により特別障害者手当の存在

を知り、急ぎ申請を行い、平成18年からの受給に至った。

- (エ) 平成14年から平成18年まで受給の権利を有しながらも教示がなかったため受給できなかったことについて、最も不服がある。処分庁に教示の義務があると思う。

## (2) 審査庁

ア 本件審査請求は、棄却すべきである。

イ 行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「行審法」という。)に基づいて行うことができる審査請求とは、行政庁の処分又は不作為についての不服申立てである(行審法第2条、第3条、第4条)。そして、「行政庁の不作為」とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにかかわらず、これをしないことをいう。

したがって、仮に審査請求人の主張のとおり、処分庁が平成14年当時、特別障害者手当の制度及び申請手続についての情報提供をしていなかったとしても、かかる情報提供の不存在は「行政庁の不作為」とは言えない。よって、審査請求人の主張について行政不服審査請求によってこれを争うことはできないと考える。

## 第3 審理員意見書の要旨

### (1) 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

### (2) 審理員意見書の理由

ア 本件に係る法令等の規定について

- (ア) 特別障害者手当は、法及び関係規定に基づき、一定の要件を満たした障がい者に対して支給されるものである。

なお、特別障害者手当の支給にあたっては、法第26条の5が準用する第19条において市町村長が受給資格者の認定を行うこととされており、〇〇市に在住する審査請求人に対する受給資格者の認定権限は同市長たる処分庁が有している。

- (イ) 特別障害者手当の支給要件については、法第26条の2に規定されており、同条第2号には「障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所しているとき。」には支給要件を欠く旨規定されている。

- (ウ) そして、厚生労働省令(障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(以下「規則」という。))第14条第3号には「老人

福祉法に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム」が規定されている。

以上のことから、老人福祉法に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している場合は、法及び規則の規定により、支給要件を欠くこととなる。

- (エ) 特別障害者手当の受給資格喪失については、規則第16条で読み替えて準用する第9条において、受給者は、法に定める支給要件に該当しなくなったときは、速やかに届書を手当の支給機関に提出しなければならない旨規定されており、提出を受けた支給機関は、受給資格を欠くことを確認の上、規則第11条（第16条で準用）に基づき受給資格喪失を届出者に通知することとされている。

また、受給者は、規則第16条で読み替えて準用する第5条において、毎年現況届を提出することとされている。

#### イ 本件処分 of 適法性について

- (ア) 平成28年8月15日、処分庁は、審査請求人より受理した現況届の「⑤施設への入所状況」欄に、「1 入所している（施設名 ○○○）（平成28年1月 日から）」と記載されていることを確認し、同日当該施設の担当課に連絡して、審査請求人が当該施設に入所していることが事実であることを確認した。また、「○○○」は老人福祉法に規定する特別養護老人ホームである。以上より、審査請求人は平成28年1月の時点で、法第26条の2第2号に該当し、手当の支給要件を欠いていると言える。

また、処分庁は、規則の定めに従って確認結果に基づき審査請求人から届出を徴取した上で、受給資格の喪失を審査請求人に通知しており、本件処分に至る手続に違法はない。

- (イ) なお、審査請求人は、支給要件についての教示がなかったことが適正手続違反と主張している。この点、処分庁は、平成18年1月6日に送付した手当の認定通知書に資格喪失の要件を記載して通知している旨主張し、平成18年当時使用していた認定通知書の様式を提出している。しかし、審査請求人に送付した認定通知書の写し等が示されておらず、当時審査請求人に対して教示がなされたかどうかについては確認できなかった。

しかし、ア(イ)で述べたように、支給要件は法に明記されているものであることから、仮に教示がなかったとしても、そのことから直ちに本件処分が適正手続違反として取り消されるべきものとはならないと考える。

(ウ) 以上より、処分庁の行った本件処分に至る資格喪失の判断及び手続は適正なものと言える。

#### 第4 調査審議の経過

平成28年12月9日	諮問の受付
平成28年12月13日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知等(主張書面等の提出期限:12月28日、口頭意見陳述申立期限:12月28日)
平成28年12月16日	第1回審議
平成28年12月26日	審査請求人から主張書面及び口頭意見陳述申立書を受領
平成29年1月6日	審査庁から主張書面を受領
平成29年1月16日	第2回審議
平成29年2月8日	口頭意見陳述・第3回審議
平成29年2月21日	第4回審議

#### 第5 審査会の判断の理由

審査請求人は、特別障害者手当の資格喪失の件については了承する旨主張しているが、本件審査請求は取り下げられていないことから、本件処分に不服があると理解して、以下検討する。

法第26条の2は、都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、特別障害者手当を支給すると規定し、ただし、同条第2号において、その者が障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に類する施設で規則で定めるものに入所しているときは、この限りでない旨定めている。

そして、規則第14条第3号は、法第26条の2第2号の規則で定める施設は、老人福祉法に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームと定めている。

よって、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームに入所している場合は、特別障害者手当の支給要件を欠くことになる。

そこで本件についてみると、審査庁から提出された諮問書の添付書類(審理員意見書、事件記録(審査請求書、弁明書等))によれば、①平成28年8月15日付け「(平成28年度)特別障害者手当現況届」には、審査請求人が平成28年1月から「〇〇〇」に入所している旨記載されていること、②平成28年8月15日付け「特別障害者手当資格喪失届」には、審査請求

人が同年1月4日から「特別養護老人ホーム ○○○」に入所している旨記載されていること、③平成28年8月15日、処分庁は、「○○○」に対して、審査請求人が同年1月4日に入所した旨確認していることから、審査請求人は、同日時点で、特別養護老人ホームに入所していたと認められ、法第26条の2第2号に該当し、特別障害者手当の支給要件を欠いていたことが認められる。

したがって、本件処分については、違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、「処分庁から今年を受給金額を返納するよう求められていることについて不服がある。処分庁の見解が示されなければ同意できない。」「平成14年から平成18年まで受給の権利を有しながらも教示がなかったため受給できなかった。」と主張する。

しかしながら、法律の周知については、法的強制を伴わない責務が認められるにとどまり、これを法的義務とするかどうかは、当該法律がこれを法的義務として規定しているかどうかによると解すべきあり、他に、これらの点について、違法又は不当であることを認めるに足りる証拠はない。

したがって、審査請求人の主張は認められない。

## 第6 付言

社会保障の受給者は、主として社会的弱者であり、特に、本件のような場合、行政機関には、障害者家庭にある者が相応の注意をもって普通の努力をすれば制度を知り得る程度に周知徹底をすることが望まれる。

大阪府行政不服審査会第2部会

委員（部会長） 亀田 健二

委員 福田 公教

委員 松村 信夫